

J A鳥取西部ホームページ運営要領

(目的)

第1条 この要領は、J A鳥取西部ホームページ（以下「ホームページ」という。）の、効率的かつ統一的に運営・管理をするため必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 「J A鳥取西部ホームページ」とは、管内組合員に対しJ A事業・農業・地域に関する営農・生活全般にわたる情報提供、また、消費者並びに地域住民に対し食と農の役割、J A事業を理解していただくことを目的として、J A鳥取西部が開設した公式ホームページをいう。

(管理運営)

第3条 管理運営に当たっては、総合的管理を総務部教育広報課が行うものとする。また、この公式ホームページのほか、JA 鳥取西部が運営する、ソーシャルネットワーキングサービスは利用要項を別に設け、管理運営を行う。

(掲載基準)

第4条 掲載基準は、第2条の基本方針に沿ったものであるとともに、J Aとして品位を保ち、公序良俗に反しないこと。また守秘義務、著作権、個人情報保護に関する法令やJ Aの規程・要領、コンプライアンス・マニュアルに反するものであってはならない。

(2) ホームページは、視覚的に誰にでも見やすく、理解しやすい内容で構成するように努めるとともに、標準的なパーソナル・コンピュータのハードウェアとソフトウェアにより、できるだけ多くの人が見られるように留意する。

(コンテンツの追加・修正・削除)

第5条 新規コンテンツおよび既掲載コンテンツの取り扱いは以下による。

(1) 新規コンテンツをホームページに掲載しようとする情報を所管する部課・支所・事業所等（以下「所管部署」という。）は、コンテンツのうちホームページに掲載しようとする所管課の情報（以下「所管部署情報」という。）の原稿を作成し、総務部教育広報課に送付する。

(2) 既に掲載している所管部署情報に関し、修正または削除の必要がある場合、総務部教育広報課長および所管部署長双方協議のうえ、総務部教育広報課長が修正・削除を行うものとする。ただし、緊急を要す事項については総務部教育広報課長の判断でこれを行うことができる。

(3) 所管部署情報は、可能な限り迅速、かつ新たな情報提供に努めなければならない。

(掲載承認)

第6条 前条に基づく掲載承認は、職制規程別表3・職務権限表(23・放送、広報に係る情報提供に関する事)に規定する手続きとする。ただし、掲載内容について修正の必要がある場合は、コンテンツの趣旨・本質を変えない軽微な事項(誤字・脱字、体裁の変更)についてはこの限りでない。

(相談・苦情等)

第7条 掲載したコンテンツに関し、利用者からの問い合わせ、相談、苦情等の申し出があったときは、コンプライアンス・マニュアルに規定する処理に準じる。当該所管部署長はその対応、処理について誠意をもってあたらなければならない。

(著作権等)

第8条 ホームページに掲載している文章、写真等の著作権は、原則としてJA鳥取西部が所有する。この場合著作物にはその旨を表示する。

(2) 著作権・肖像権・登録商標等がJA鳥取西部以外に存在する場合は、諸権利所有者の許諾を必要とする。この場合、その出典、引用または注釈を付し明示する。

(3) コンテンツの利用並びにこの利用条件の解釈・運用は、別段の定めのない限り、日本の法律に準拠するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 個人情報とは、特定の個人として識別または照合できるものをいい、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、メールアドレス、個人別に付与されたIDナンバー、パスワード、その他の記号等を対象とする。また、この情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。

(2) ホームページに掲載する個人情報の表示およびホームページを通じて入手する個人情報の取り扱いには細心の注意をもって当たらなければならない。掲載については本人の許諾を原則とするが、許諾を得た場合でも次の各号の取り扱いとする。

- 1 写真の掲載は、写真中に個人を特定するものはこれを排除する。
- 2 住所の表示は原則として総合支所名までとする。
- 3 前各号以外の個人情報は原則として公開しない。
- 4 ホームページを通じて収集する利用者の情報は、当組合の業務の適正な範囲内とし、収集した情報は外部に漏洩しないよう厳正な管理を行うものとする。
- 5 その他個人情報に係るものの掲載・取り扱いについて、疑義が生じた場合は総務部教育広報課および所管部署において協議するものとする。

(3) 守秘義務に係る事項はこれを公開してはならない。

(リンク方針)

第 10 条 リンク設定の方針は以下の通りとする。

(2) 当ホームページから他のホームページにリンク設定することができるもの、または要請に基づきリンク設定を受け付けることができるもの。

- 1 J A、連合会、中央会
- 2 J Aグループ関連団体・関連会社
- 3 公共団体、政府機関
- 4 J A鳥取西部が認めた者

(3) J A鳥取西部の事業および J Aグループの事業にとって好ましくないと判断されるものはリンクを受け付けない。E コマースを主たる目的とするホームページについては、リンクを認めない。ただし、当ホームページなどその内容の一部で「産直」などの情報があることは妨げない。また、リンク先の J Aが「産直」などの結果として、消費者等との間で生じたトラブルは当事者間で解決するものとする。

(4) リンク先から提供される情報の内容については、食料・農業・農村についての理解を促進することに資する情報、および農業生産の振興に寄与する情報を中心に、あくまでも「広報」の観点から必要な情報を提供することを目的としたものとする。

(5) コンテンツがリンク元のホームページの一部に見えるような形のリンクは認めない。

(6) リンクの設定、変更、解除等に伴い発生する費用は、当外ホームページを管理する団体のそれぞれの負担とする。

(7) リンクしたホームページの運用に伴い発生した損害等についての責任は、当該ホームページを管理する団体等に帰属する。

(ホームページ編集委員会)

第 11 条 ホームページの運営・管理を円滑に行うため編集委員会を設ける。

編集委員は、組合長が委嘱するものとし、委員会要項については、別に設ける。

(要領の改廃)

第 12 条 この要領の改廃は組合長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この要領の変更は、平成 29 年 12 月 15 日から実施する。